

# 令和8年経済センサス - 活動調査 調査票の記入のしかた



## 【09】調査票 (サービス関連産業A)

調査票を記入する前に、本書をよくお読みください。

- ◆ この調査は、インターネットで回答することができます。
- ◆ インターネットで回答する方法は、同封の『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
- ◆ 調査票には、事業所の名称・電話番号・所在地などが、あらかじめ印字されている場合があります。これらは、回答負担を少しでも軽くするため、「令和3年経済センサス - 活動調査」等の結果をもとに印字したものです。
- ◆ 調査票に記入いただいた内容について、後日、おたずねする場合がありますので、22、23ページの下書き用調査票を控えとして保管しておいてください。

### 記入上の 注意点

- 調査票には、**黒色のペン又はボールペン**で濃く・はっきりと記入してください。(摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。)
- 記入した内容を訂正する場合は、**二重線で消して修正**してください。  
※ 修正テープ・修正液は使用しないでください。

調査票を記入する際に参照するページは、以下のとおりです。

経済センサス - 活動調査  
【09】調査票 (サービス関連産業A)

第1頁

2～5ページ

4～6ページ

7～10ページ

11ページ

第2頁

12～19ページ

● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

### 記入上の注意

「通称名」欄には屋号など（〇〇保険、△△倉庫など）を記入してください。  
フランチャイズ・チェーン店の場合には、チェーン店の名称・店舗名を記入してください。

### 調査票記入者の連絡先

記入いただいた内容について、後日おたずねする場合がありますので、この調査票を記入される方の氏名及び電話番号を記入してください。

フリガナ 記入者氏名 電話番号	トウケイ ツヨシ <b>統計 強</b> ( 03 ) 9876 - 4322 (内線: 9876)	市区町村コード 13104004800386	調査区番号 004800386	事業所番号 *					
<b>1 名称及び電話番号</b>		フリガナ ニシカタカモツ	ニシカタカモツ						
<ul style="list-style-type: none"> <li>印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。</li> <li>「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。</li> </ul>		正式名称 <del>(株) 西方運輸</del> (株) 西方貨物	通称名						
電話番号(代表)		( 03 ) 9876 - 4322							
<b>2 所在地</b>		郵便番号	都道府県名	市区町村名					
<ul style="list-style-type: none"> <li>印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。</li> <li>登記上の所在地ではなく、<b>実際に事業を行っている所在地</b>を記入してください。</li> <li>他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。</li> </ul>		162-0056	東京都	新宿区					
町丁・字・番地・号		ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)							
若松町3丁目2番1号		若松第3ビル 2階							
<b>3 この場所での事業所の開設時期</b>		① 平成27年 ② 平成28年 ③ 平成29年 ④ 平成30年 ⑤ 平成31年 ⑥ 令和2年 ⑦ 令和3年 ⑧ 令和4年 ⑨ 令和5年 ⑩ 令和6年 ⑪ 令和7年 ⑫ 令和8年以前							
<b>4 この事業所の従業者数</b>		・6月1日現在の従業者数を記入してください。							
		(1) この事業所に所属する従業者数						(2) 受入者	
区分	① 個人業主 (個人経営の事業主として、実際にこの事業所を営んでいる人)	② 個人業主の家族 で無給の人	③ 有給役員 (個人経営以外で役員報酬を待っている人)	④ 常用雇用者		⑤ 臨時雇用者	⑥ 合計 (①～⑥の合計)	⑦ 送出者 (⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	⑧ 受入者 (⑧～⑩以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人)
	男	人	人	1 人	3 人	1 人	2 人	7 人	1 人
女	人	人	1 人	2 人	2 人	人	5 人	人	1 人
<b>5 この事業所の主な事業の内容</b>		『調査票の記入のしかた』を参照して、できるだけ詳しく記入してください。 ※印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。							
(1) 主な事業の内容		<del>トラックによる貨物宅配(第一種利用運送業)</del> 貨物取次業							
(2) 生産品、取扱商品又は営業種目		① <del>食品</del> 小荷物の取次ぎ、受取							
上記(1)主な事業の内容について、生産品、取扱商品又は営業種目を収入額又は販売額の多い順に記入してください		②							
		③							

## 5 この事業所の主な事業の内容

- あらかじめ印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、下記及び20・21ページの記入例を参考にして、具体的に記入してください。
- 「(1) 主な事業の内容」の記入に当たっては、複数の事業を行っている場合は、令和7年1月から12月までの1年間の収入金額又は販売金額の最も多い事業を記入してください。
- 「(2) 生産品、取扱商品又は営業種目」の記入に当たっては、収入金額又は販売金額の多い順に記入してください。
- 8 欄「この事業所の単独事業所・本所・支所の別等」の企業全体の主な事業の内容についても下記及び20・21ページの記入例を参考にして、具体的に記入してください。

【記入例1】主に倉庫内作業の請負を行っていた事業所が、主として倉庫業を行う事業所となった場合

<del>倉庫内作業請負</del> 倉庫業	
①	報告 普通倉庫
②	
③	

【記入例2】主にトラックによる貨物の宅配を行っていた事業所が、主として貨物の取次業を行う事業所となった場合

<del>トラックによる貨物宅配(第一種利用運送業)</del> 貨物取次業	
①	<del>食品</del> 小荷物の取次ぎ、受取
②	
③	

## 1 名称及び電話番号

- 名称は、略称ではなく**正式名称**（法人の場合は登記上の名称）を記入してください。

## 2 所在地

- 登記上の所在地ではなく、**実際に事業を行っている所在地**を記入してください。

## 3 この場所での事業所の開設時期

- 会社や企業の創業時期ではなく、**この事業所が現在の場所で事業を始めた時期**を記入してください。
- 以下の場合、**その時期を開設時期**としてください。
  - ・ 個人経営の事業所が株式会社になる（法人成り）など、経営組織を変更した場合
  - ・ 法人が新設（対等）合併した場合
  - ・ 法人が分割により設立された場合
  - ・ この事業所が事業譲渡や吸収合併により別法人の所有となった場合

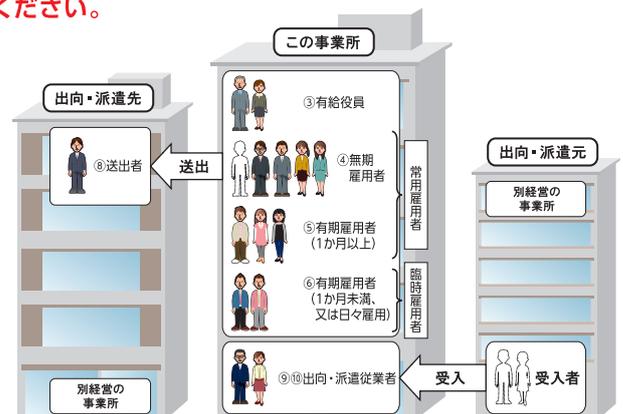
## 4 この事業所の従業者数

- 令和8年6月1日現在で、「(1)この事業所に所属する従業者数」について、下記を参考に各区分の該当する欄に記入するとともに、「⑦合計」欄に記入してください。  
また、「⑧送出者」欄及び「(2) 受入者」欄については、下の図<事業所の従業者数の説明>を参考にしてください。

(1) この事業所に所属する従業者数	① 個人業主	○ 個人が共同で事業を行っている場合は、 <b>そのうちの一人のみ</b> を個人業主とし、他の人は「④無期雇用者」としてください。 <b>※ 個人業主欄には2以上の記載をしないでください。</b>	
	② 個人業主の家族で無給の人	○ 個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事している人 × 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」としてください。	
	③ 有給役員	○ 法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人 × 無給役員は従業者には該当しません。 ○ 他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当します。 <b>※ 個人経営の場合、「③有給役員」欄の記入は不要です。</b>	
	常用雇用者	④ 無期雇用者	○ 雇用契約期間を定めずに雇用している人（定年まで雇用される場合を含む。）
		⑤ 有期雇用者（1か月以上）	○ 1か月以上の期間を定めて雇用している人
	臨時雇用者	⑥ 有期雇用者（1か月未満、日々雇用）	○ 1か月未満の期間を定めて雇用している人又は日々雇用している人
(2) 受入者	⑦ 合計	○ 「⑨出向」又は「⑩派遣」の受入者のみの場合は「0」と記入してください。	
	⑧ 送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	○ 労働者派遣法という派遣労働者のほかに、在籍出向などこの事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人	
(2) 受入者	⑨ 出向	○ 在籍出向など、出向元に籍を置いたままこの事業所で働いている人	
	⑩ 派遣	○ 労働者派遣法という派遣労働者で、この事業所で働いている人 × 別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません。（別経営の事業所の従業者となります。）	

※ 「④無期雇用者」～「⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）」は**正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、雇用契約期間の定めに応じて記入してください。**

<事業所の従業者数の説明（送出者及び受入者）>



● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

<b>6 経営組織</b> ● 経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。 ● 会社以外の法人：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等 ● 法人でない団体：法人格のない労働組合、後援会、協議会等	① 個人経営	② 株式会社 有限会社	③ 合名会社 合資会社	④ 合同会社	⑤ 会社以外 の法人	⑥ 外国の 会社	⑦ 法人でない 団体
	会社					法人	
<b>7 法人番号</b> ● 指定されている法人番号13桁を記入してください。不明な場合、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト(国税庁法人番号公表サイト)により確認できます。	9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2						法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。
							法人番号なし

<b>8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等</b> (1) 単独事業所・本所・支所の別 <ul style="list-style-type: none"> <li>○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。</li> <li>フランチャイズ・チェーン (FC) 加盟店についてはFC本部とは独立した組織となるため、FC本部の支所とはなりません。</li> </ul>												
① 単独事業所 (他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。 )	② 本所・本社・本店 (他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所を持ち、それらを統括する場合も含めます。 )	③ 支所・支社・支店 (他の場所にある本所の統括を受けている事業所。 )										
<b>(2) 企業全体の常用雇用者数及び支所数</b> ● 常用雇用者とは、無期雇用者と有期雇用者(1か月以上)の合計数です。 ● 工場、営業所などや従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>国内</td> <td>海外 (現地法人は除く)</td> </tr> <tr> <td>常用雇用者数</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>支所数</td> <td>事業所</td> <td>事業所</td> </tr> </table>		国内	海外 (現地法人は除く)	常用雇用者数	人	人	支所数	事業所	事業所	<b>(4) 本所の正式名称・所在地等</b> ● 「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。 ● 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。	
	国内	海外 (現地法人は除く)										
常用雇用者数	人	人										
支所数	事業所	事業所										
<b>(3) 企業全体の主な事業の内容</b> ● 『調査票の記入のしかた』20・21ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。	主な事業の内容 生産品、取扱商品又は営業種目 ① ② ③	フリガナ 本所の正式名称 本所の通称名 本所の電話番号(代表) ( ) - 本所の所在地 〒 -	記入おわりです。									

<b>9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別</b> ● 選択した記入方法を○で囲んでください。	① 税込み	② 税抜き																																																																																																																																																																																																																																															
<b>10 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目</b> ● 令和7年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額及び費用総額等について記入してください(この期間で記入できない場合は、令和7年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入) ● 〔6〕欄「経営組織」が「会社」で金融業、保険業の場合、又は「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。 ・「①売上(収入)金額」：経常収益を記入 ・「②費用総額」：経常費用を記入 ・「③うち売上原価」：記入不要 ・「主な費用項目」：各欄に記入	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>千億</th> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>億</th> <th>千万</th> <th>百万</th> <th>十万</th> <th>万</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 売上(収入)金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>③ うち売上原価</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>0,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">主な費用項目</td> <td>④ 給与総額</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>0,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 福利厚生費(退職金を含む)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>0,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 動産・不動産賃借料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>0,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 減価償却費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>0,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	① 売上(収入)金額				2	0	1	5	1	0,000	② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)				1	8	4	0	2	0,000	③ うち売上原価				7	0	5	7	0,000		主な費用項目	④ 給与総額			3	6	1	8	0,000		⑤ 福利厚生費(退職金を含む)				4	9	0	0,000		⑥ 動産・不動産賃借料				5	6	2	0,000		⑦ 減価償却費				4	0	3	0,000		⑧ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)				1	5	4	0,000		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業別内訳</th> <th colspan="5">売上(収入)金額</th> <th rowspan="2">又は割合(%)</th> </tr> <tr> <th>千億</th> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>億</th> <th>千万</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>① 農業、林業、漁業の収入</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td></tr> <tr><td>② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td></tr> <tr><td>③ 製造品の出荷額・加工賃収入額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td></tr> <tr><td>④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td></tr> <tr><td>⑤ 小売の商品販売額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td></tr> <tr><td>⑥ 建設事業の収入(完成工事高)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td></tr> <tr><td>⑦ 不動産事業の収入</td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>0</td><td>0,000</td></tr> <tr><td>⑧ 物品賃貸事業の収入</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td></tr> <tr><td>⑨ 飲食サービス事業の収入</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td></tr> <tr><td>⑩ 医療、福祉事業の収入</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td></tr> <tr><td>⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td></tr> <tr><td>⑫ 運輸、郵便事業の収入</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>9</td><td>9,000</td></tr> <tr><td>⑬ 金融、保険事業の収入</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td></tr> <tr><td>⑭ 宿泊事業の収入</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td></tr> <tr><td>⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td></tr> <tr><td>⑯ 教育、学習支援事業の収入</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td></tr> <tr><td>⑰ 情報通信事業の収入</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td></tr> <tr><td>⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td></tr> <tr><td>⑲ 上記以外のサービス事業の収入</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>5</td><td>1,000</td></tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10欄①の売上(収入)金額</td> </tr> </tbody> </table>	事業別内訳	売上(収入)金額					又は割合(%)	千億	百億	十億	億	千万	① 農業、林業、漁業の収入						0,000	② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入						0,000	③ 製造品の出荷額・加工賃収入額						0,000	④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)						0,000	⑤ 小売の商品販売額						0,000	⑥ 建設事業の収入(完成工事高)						0,000	⑦ 不動産事業の収入				2	0	0,000	⑧ 物品賃貸事業の収入						0,000	⑨ 飲食サービス事業の収入						0,000	⑩ 医療、福祉事業の収入						0,000	⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入						0,000	⑫ 運輸、郵便事業の収入				1	9	9,000	⑬ 金融、保険事業の収入						0,000	⑭ 宿泊事業の収入						0,000	⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入						0,000	⑯ 教育、学習支援事業の収入						0,000	⑰ 情報通信事業の収入						0,000	⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入						0,000	⑲ 上記以外のサービス事業の収入					5	1,000	合計						10欄①の売上(収入)金額	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																																																																																																																																																																																																																								
① 売上(収入)金額				2	0	1	5	1	0,000																																																																																																																																																																																																																																								
② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)				1	8	4	0	2	0,000																																																																																																																																																																																																																																								
③ うち売上原価				7	0	5	7	0,000																																																																																																																																																																																																																																									
主な費用項目	④ 給与総額			3	6	1	8	0,000																																																																																																																																																																																																																																									
	⑤ 福利厚生費(退職金を含む)				4	9	0	0,000																																																																																																																																																																																																																																									
	⑥ 動産・不動産賃借料				5	6	2	0,000																																																																																																																																																																																																																																									
	⑦ 減価償却費				4	0	3	0,000																																																																																																																																																																																																																																									
	⑧ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)				1	5	4	0,000																																																																																																																																																																																																																																									
事業別内訳	売上(収入)金額					又は割合(%)																																																																																																																																																																																																																																											
	千億	百億	十億	億	千万																																																																																																																																																																																																																																												
① 農業、林業、漁業の収入						0,000																																																																																																																																																																																																																																											
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入						0,000																																																																																																																																																																																																																																											
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額						0,000																																																																																																																																																																																																																																											
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)						0,000																																																																																																																																																																																																																																											
⑤ 小売の商品販売額						0,000																																																																																																																																																																																																																																											
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)						0,000																																																																																																																																																																																																																																											
⑦ 不動産事業の収入				2	0	0,000																																																																																																																																																																																																																																											
⑧ 物品賃貸事業の収入						0,000																																																																																																																																																																																																																																											
⑨ 飲食サービス事業の収入						0,000																																																																																																																																																																																																																																											
⑩ 医療、福祉事業の収入						0,000																																																																																																																																																																																																																																											
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入						0,000																																																																																																																																																																																																																																											
⑫ 運輸、郵便事業の収入				1	9	9,000																																																																																																																																																																																																																																											
⑬ 金融、保険事業の収入						0,000																																																																																																																																																																																																																																											
⑭ 宿泊事業の収入						0,000																																																																																																																																																																																																																																											
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入						0,000																																																																																																																																																																																																																																											
⑯ 教育、学習支援事業の収入						0,000																																																																																																																																																																																																																																											
⑰ 情報通信事業の収入						0,000																																																																																																																																																																																																																																											
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入						0,000																																																																																																																																																																																																																																											
⑲ 上記以外のサービス事業の収入					5	1,000																																																																																																																																																																																																																																											
合計						10欄①の売上(収入)金額																																																																																																																																																																																																																																											

## 6 経営組織

- 「法人でない団体」には、複数の企業が一つの事業を行う「共同企業体」の事業所を含みます。

## 7 法人番号

- 13桁の法人番号を記入してください。
- 法人番号は、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト（国税庁法人番号公表サイト）により確認できます。
- **会社法人等番号（12桁）ではありません。**
- **マイナンバー（個人番号）は絶対に記入しないでください。**
- 「-」などの記号は記入しないでください。
- 企業年金基金、健康保険組合、土地改良区などで、法人番号が指定されていない場合は、法人番号なしの□に「レ」印を記入してください。

## 8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

### 1. 単独事業所

- ・ 他の場所に、同一経営の本所や支所等を持たない**1企業又は1組織で1事業所**の場合は、「**単独事業所**」となります。

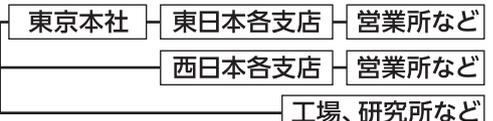
### 2. 本所・本社・本店

- ・ 他の場所に、同一経営の支所等があつて、**経営主体全体を統括する事業所は、「本所・本社・本店」となります。**
- ・ **1企業に「本所・本社・本店」は一つだけです。**本社が2か所以上に分かれている場合は、代表者のいる事業所を「本所・本社・本店」とし、それ以外を「支所・支社・支店」とします。

大阪本社

### 3. 支所・支社・支店

- ・ 「本所・本社・本店」等から統括を受けている事業所は、「**支所・支社・支店**」となります。
- ・ 下の例のように名称に本社とあつても、他の事業所から統括を受けていれば、「**支所・支社・支店**」となります。



### 記入上の注意

- **フランチャイズ・チェーン店の場合**、フランチャイズ・チェーンの本部は**別経営の事業所であり**、チェーン加盟店の「本所・本社・本店」ではありません。ただし、直営店の場合はフランチャイズ・チェーンの本部が「本所・本社・本店」となります。
- **親会社**は「本所・本社・本店」ではありません。
- 単独事業所から本所・本社・本店になった場合は、(2)及び(3)を記入してください。また、「**9** 消費税の税込み記入・税抜き記入の別」以降については企業全体について記入してください。
- (2) **企業全体の常用雇用者数及び支所数** **本所・本社・本店のみ記入**  
<常用雇用者数>
  - **支所・支社・支店を含めた企業全体の常用雇用者数**を国内と海外（**現地法人は除く**）に分けて記入してください。
  - <支所数>
  - 支所数には、支所・支社・支店、工場、営業所などのほか、従業員がいる倉庫や福利厚生施設なども含めます（本所・本社・本店は含まない）。なお、海外現地法人は含めません。
- (3) **企業全体の主な事業の内容** **本所・本社・本店のみ記入**
  - 2ページの「**5** この事業所の主な事業の内容」を参考にして、具体的に記入してください。
- (4) **本所の正式名称・所在地等** **支所・支社・支店のみ記入**
  - 本所の正式名称は、法人名（会社名等）と事業所名（店舗名等）を記入してください。
  - 所在地等は、ビルなどの中にある事業所の場合は、そのビルの名称と入居している階まで記入してください。他の事業所の構内にある場合は、「〇〇構内」（〇〇は入居先の法人名と事業所名）と記入してください。

## 9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- **10** 欄以降はできる限り「1税込み」で記入してください。ただし、税込み記入できない場合は「2税抜き」で記入してください。

- 「**10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目**」について … 6ページを参照してください。
- 「**11 事業別売上（収入）金額**」について … 7～10ページを参照してください。

## 10 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

### 記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(5千円以上1万円未満の場合は、「1」万円、5千円未満又は金額がない場合は「0」万円と記入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。
- 令和7年1月から12月までの1年間について記入してください。  
※ 令和7年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、令和7年を最も多く含む決算期間について記入してください。  
※ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- この項目は、「損益計算書」をもとに記入してください。(各項目の内容は、下表を参照してください。)  
※ 会社以外の法人については「正味財産増減計算書」、「事業活動収支計算書」などをもとに記入してください。  
なお、別途「損益計算書」を作成している場合は、「損益計算書」の該当金額も含めて記入してください。
- 「法人でない団体」の場合は、「①売上(収入)金額」欄に経常収益のみを記入してください。

項目	会社		会社以外の法人
	金融業、保険業以外	金融業、保険業	
①売上(収入)金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などを記入してください。</li> <li>有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入、給付金や補助金は含めません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経常収益を記入してください。</li> </ul>	
②費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>売上(収入)金額に対応する費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)を記入してください。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>経常費用を記入してください。</li> </ul>
③うち売上原価	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用総額のうち売上原価について記入してください。売上原価とは、会社の主たる事業活動による収益を獲得するために直接かかった原価部分で、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費など(売上原価に含まれるもの)の合計になります。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>記入不要です。</li> </ul>
主な費用項目	④給与総額	<ul style="list-style-type: none"> <li>売上原価(人件費、製造原価に含まれる労務費)、販売費・一般管理費に含まれるものを記入してください。</li> <li>役員(非常勤を含む)及び従業員(臨時雇用者を含む)に対する給与(所得税・保険料等控除前の役員報酬、役員賞与(賞与引当金繰入額を含む)、労務費、給与、賞与(賞与引当金繰入額を含む)、手当、賃金等)の総額を記入してください。ただし、退職金は含めません。</li> <li>別経営の事業所に出向・派遣している従業員に支給している給与を含めます。</li> </ul>	
	⑤福利厚生費(退職金を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当期間に支払うべき事業主負担の法定福利費(厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等によるもの)、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。</li> </ul>	
	⑥動産・不動産賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。</li> <li>経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めません。</li> </ul>	
	⑦減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。</li> </ul>	
	⑧租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。</li> <li>収入課税の事業税(電気業、ガス業、保険業)はここに含めます。</li> <li>税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。</li> <li>法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。</li> </ul>	

## 11 事業別売上(収入)金額

### 記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満は四捨五入してください。)
  - 「¥」記号は記入しないでください。
  - **11** 欄「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されているものは、「**5**この事業所の主な事業の内容」欄に印字されている事業内容の該当する欄となります。**なお、複数の分野にわたる事業を行っている場合は、◆印の内訳だけでなく、該当するそれぞれの事業欄について、金額を記入してください。**
- 以下の例示を参考に、**10** 欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。

#### ① 農業、林業、漁業の収入(動植物の飼育・栽培、林木の育成・林産物の採取、水産動植物の採取・採捕を行う事業)

- 農畜産物の生産(もやし、きのこなどの工場栽培による農産物を含む)
- 農作物の害虫駆除
- 土地改良区の収入
- 畜産業でのきゅう肥による収入(堆きゅう肥加工を行っていない場合)
- 農業に直接関係するサービス業務(農作業の受託、庭園造り、花壇の手入れなど)
- 林産物の生産(立木、素材の販売、きのこ類の採取、木炭の生産)
- 林業に直接関係するサービス業務(造林、伐木作業の受託、鳥獣の捕獲、昆虫類の採捕など)
- 水産動植物の養殖
- 漁業に直接関係するサービス業務(網の設置、養殖場での餌まき業務の受託)
- 自家栽培(取得)した農作物、林産物、水産物を使用して製造、加工を行った場合の収入
- × 有機質肥料の製造 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 他の事業所から購入した農作物、林産物、水産物を使用して製造、加工を行っている場合の収入 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 生産した農畜産物・水産物を、製造用作業場で専従の従業員が加工し出荷した場合 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 一般消費者が所有する穀類の精穀作業 ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 土木工事を伴う公園造成に関する収入 ⇒ 「⑥建設事業の収入(完成工事高)」

#### ② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入(鉱物の採掘、採石、砂利を採取する事業、又は選鉱その他の品位向上処理に関する事業)

- 採掘・採石現場での破砕・粉砕
- 砂、砂利、玉石等を採取(採石)して販売する場合の収入
- × 鉱石から含有する金属を抽出するための製錬及び精製 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 石炭からのコークス製造及びコークスの副産物製造 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 採掘された岩石の破壊・粉砕を採石現場以外で行った場合 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」

#### ③ 製造品の出荷額・加工賃収入額(製品を製造し、卸売・小売業者に販売する事業)

- 自己の製造した製品の他の企業への出荷額
- 自社で製造をしている事業者が、他の企業に委託又は下請けで製造させた生産品の出荷額
- 他の企業から原材料の支給を受け加工した収入(加工賃収入)
- 船舶修理、鉄道車両の修理又は改造(自家用を除く)、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール(製造する設備・能力を有する場合)に関する収入
- 金属工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行っている場合の収入
- × 機械等の据付工事(製造品に含まれない場合) ⇒ 「⑥建設事業の収入(完成工事高)」
- × 仕入商品を加工せず他の企業に販売した場合の販売額 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」
- × 自社で全く製造をしていない事業者が、委託又は下請けで製品を作らせ、これを自己の名称で卸売した場合の収入 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」
- × 仕入商品を加工せず一般消費者に販売した場合の販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × 製造した商品(菓子、パン、建具、畳など)をその場で又は自ら配達して直接一般消費者に販売した場合の販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」

#### ④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)(購入した商品を別の事業者販売する事業)

- 他の者から購入した(仕入れた)商品をその性質や形状を変えないで、小売事業所、他の卸売事業所や他産業の事業所に販売した場合の販売額  
※性質や形状を変えないもの:検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなどの販売に伴う軽度な加工をしたもの。ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けを除く
- 他の事業所のために卸売業の商品売買の代理行為や仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行った場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料
- 自社で全く製造をしていない事業者が、委託又は下請けで製品を作らせ、これを自己の名称で卸売した場合の収入
- パチンコ景品交換所が、卸売事業所等に特殊景品を販売した場合の販売額
- × 製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合の販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」

## 11 事業別売上(収入)金額(つづき)

### ⑤ 小売の商品販売額(商品を個人や家庭に販売する事業)

- 仕入れた商品又は製造した商品を主として家庭用消費者に販売した場合の販売額
- 一般消費者からの注文で金属製及び木製家具を製作し取り付けることによる収入
- 自社で全く製造をしていない事業者が、委託又は下請けで製品を作らせ、これを自己の名称で小売した場合の収入
- この事業所内で製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合の販売額(菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として個人用又は家庭用消費のためにその場で直接販売)
- 予め調理した飲食料品の小売
- 調剤薬局の医薬品販売
- × 自ら製造したものを店舗によらず、インターネット等を用いて販売した場合の販売額 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 再販業者やホテル、工場、建設業者など産業用使用者への販売額 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」
- × 販売商品に関する修理料、修理を専業としている場合の収入 ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」

### ⑥ 建設事業の収入(完成工事高)(建設工事を行う事業)

- 土木工事、建築工事(リフォームを含む)、設備工事(電気工事、電気通信工事、管工事など)
- 自己建設による土地の造成、建物の建設
- 製造品の出荷に附帯する据付工事(据付工事費が製造品と分離できる場合)
- × 測量や建設工事のコンサルタント、設計、監理 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × プラントエンジニアリング事業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 自己建設によらない土地分譲、建設建売事業 ⇒ 「⑦不動産事業の収入」

### ⑦ 不動産事業の収入(土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業)

- 不動産売買(自己建設によるものを除く)
- 不動産賃貸・管理(土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など)
- 不動産売買・賃貸の仲介業務
- × 不動産鑑定事業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 映画館、劇場、スポーツ施設などの賃貸 ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 公民館など社会教育施設の利用料 ⇒ 「⑥教育、学習支援事業の収入」
- × 展示会会場、集会場などの賃貸(時間又は日数単位で賃貸するもの) ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 下宿業 ⇒ 「④宿泊事業の収入」
- × 倉庫業 ⇒ 「②運輸、郵便事業の収入」
- × ビルメンテナンス業 ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 自己建設による不動産取引収入 ⇒ 「⑥建設事業の収入(完成工事高)」

### ⑧ 物品賃貸事業の収入(物品を賃貸する事業)

- リース、レンタル事業(産業用機械器具、事務用機械、自動車、娯楽用品、映画・演劇用品、音楽・映像記録物、貸衣しょう、福祉用具など)
- × 映画配給事業 ⇒ 「⑦情報通信事業の収入」
- × リネンサプライ事業(シーツ、ベッドカバーなど) ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × コインロッカー等の一時的な物品預り ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」

### ⑨ 飲食サービス事業の収入(客の注文に応じて調理した飲食料品をその場所で飲食させる又は持ち帰りや配達により提供する事業)

- レストラン、食堂、喫茶店、ラーメン店などでの飲食サービス
- 居酒屋、スナック、バーなどアルコールを含む飲料をその場所で飲食させる事業
- 注文に応じて調理した料理品の販売(持ち帰りすし、持ち帰り弁当など)
- 配達飲食サービス(宅配ピザ、仕出し料理、給食センターなど)
- × 作り置き品の飲食料品の販売 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」

### ⑩ 医療、福祉事業の収入(医療や社会福祉に関するサービスを提供する事業)

- 医療サービス及びこれに附帯するサービス(歯科用の補てつ物、矯正装置の作成、骨髄バンクなど)
- 保健衛生事業(健康相談事業、水質検査事業など)
- 社会保険事業(公的年金、公的医療保険、公的介護保険事業など)
- 児童福祉事業(保育所、児童養護施設など)
- 介護事業(老人ホーム、通所・短期入所生活(療養)介護事業、訪問介護事業など)
- 障がい者福祉事業
- 社会福祉施設における宿泊施設の収入
- 住居のない要保護者の世帯に対する宿舍提供施設など
- 保育所、認定こども園(保育所型)、認定こども園(地方裁量型)  
※認定こども園(保育所型)及び認定こども園(地方裁量型)における幼児教育の収入は、まとめて「⑩医療、福祉事業の収入」とします。
- 歯科医の指示による歯科医療用の充てん物又は矯正装置の作成・修理・加工
- × 調剤薬局の医薬品販売 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × ペストコントロール事業(害獣・害虫、細菌、ウィルス等の防除・駆除・消毒) ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 農作物の害虫駆除 ⇒ 「①農業、林業、漁業の収入」

## 11 事業別売上(収入)金額(つづき)

### ⑩ 医療、福祉事業の収入(医療や社会福祉に関するサービスを提供する事業)(つづき)

- × 獣医業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 水質汚濁測定分析(環境計量証明) ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 歯科医の指示によらない歯科材料の製造 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 幼保連携型認定こども園、認定こども園(幼稚園型) ⇒ 「⑩教育、学習支援事業の収入」  
※幼保連携型認定こども園及び認定こども園(幼稚園型)における保育の収入は、まとめて「⑩教育、学習支援事業の収入」とします。

### ⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入(各エネルギーの供給などを行う事業)

- 電力事業の収入(電気事業営業収益のうち電灯料、電力料、地帯間販売電力料、他社販売電力料、託送収益)
- 自家発電の電力販売
- ガス事業の収入(ガス売上、託送供給収益)
- 地域冷暖房事業
- 下水道処理施設維持管理業
- × 電気製品の販売店 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × 電気・ガス・水道事業所からの検針・集金業務の請負 ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 電気工事、給排水設備工事 ⇒ 「⑥建設事業の収入(完成工事高)」
- × 灯油、プロパンガスなどの燃料の小売販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × 灯油、プロパンガスなどの燃料の卸売販売額 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」
- × かんがい用水供給 ⇒ 「①農業、林業、漁業の収入」

### ⑫ 運輸、郵便事業の収入(旅客の貨物の運送を行う事業、郵便物又は信書便物を送達する事業)

- 鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業
- 倉庫業(普通倉庫、水面木材倉庫、冷蔵倉庫、冷蔵保管料収入を含む)
- 飲食店で調理した飲食料品を配達人が自転車等により配達するサービス
- 運輸に附帯するサービス(港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店・宅配の取次ぎ、梱包業、運輸施設提供業、レッカー・ロードサービス業、水先業、検数・検量業など)
- 運輸施設の利用料収入
- × 運転代行サービス ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 自動車駐車場 ⇒ 「⑦不動産事業の収入」
- × 手荷物、自転車等の一時的な物品預り ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」

### ⑬ 金融、保険事業の収入(資金の融通を行う事業や保険・共済を取り扱う事業)

- 銀行業、協同組織金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、その他非預金信用機関
- 金融商品取引業、商品先物取引業
- 補助的金融業(信託業、金融代理業、両替業、商品取引所など)
- 保険業(保険代理業、損害査定業を含む)

### ⑭ 宿泊事業の収入(宿泊場所を提供する事業)

- 旅館、ホテル、簡易宿泊所、下宿所、保養所、キャンプ場の宿泊サービス  
※宿泊料金に飲食代が含まれている場合は、まとめて「⑭宿泊事業の収入」とします。
- リゾートクラブ事業
- × 社会福祉施設が行う宿泊事業 ⇒ 「⑩医療、福祉事業の収入」
- × 貸家業、貸間業 ⇒ 「⑦不動産事業の収入」

### ⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入(個人を対象に家庭生活に関連したサービスや娯楽を提供する事業)

- DPE(現像・焼付・引伸)の取り次ぎにより取引先の業者から受け取る手数料
- 洗濯・理容・美容・浴場事業(リネンサプライ、エステティック、コインランドリーなどを含む)
- 旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、写真現像・焼付業、運転代行業など
- 衣服裁縫修理業(個人持ちの材料の縫製)
- 食品貸加工業(個人持ちの材料の加工)
- 映画館、興行事業、競馬・競輪・競艇・オートレース事業
- 公園、遊園地事業、スポーツ施設提供事業(入園料、使用料など)
- ビリヤード場、パチンコホール、ゲームセンター、カラオケボックス事業など
- 家事代行サービス
- × 理容学校・美容学校(各種学校) ⇒ 「⑩教育、学習支援事業の収入」
- × スポーツ・健康教授業 ⇒ 「⑩教育、学習支援事業の収入」
- × 倉庫業 ⇒ 「⑫運輸、郵便事業の収入」

### ⑯ 教育、学習支援事業の収入(教育や教養・技能などを教授する事業)

- 幼稚園、幼保連携型認定こども園、認定こども園(幼稚園型)、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校、大学などの教育事業  
※幼保連携型認定こども園及び認定こども園(幼稚園型)における保育の収入は、まとめて「⑩教育、学習支援事業の収入」とします。
- 社会教育事業(公民館、図書館、博物館、動植物園、社会通信教育など)
- 職業教育事業

## 11 事業別売上(収入)金額(つづき)

### ⑯ 教育、学習支援事業の収入(教育や教養・技能などを教授する事業)(つづき)

- 学習塾、教養・技能教授業(音楽、書道、生花・茶道、外国語会話、スポーツ・健康教授、料理教室、カルチャー教室など)
- × 保育所、認定こども園(保育所型)、認定こども園(地方裁量型) ⇒ 「⑩医療、福祉事業の収入」  
※認定こども園(保育所型)及び認定こども園(地方裁量型)における幼児教育の収入は、まとめて「⑩医療、福祉事業の収入」とします。
- × 他の分類(「小売の商品販売額」、「不動産事業」など)に該当する事業
- × 附属病院における医業収入 ⇒ 「⑩医療、福祉事業の収入」
- × 附属研究所における収入 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × テマパーク、スポーツ施設提供事業(陸上競技場、体育館、フィットネスクラブなど) ⇒ 「⑯生活関連サービス、娯楽事業の収入」

### ⑰ 情報通信事業の収入(情報の制作、加工、伝達、処理、提供、インターネットに附随したサービスの提供を行う事業)

- 新聞、書籍の発行
- 機関誌の発行
- 通信サービス(電話、無線、インターネット接続など)
- 通信に附帯するサービス(携帯電話の契約、解約に関する手数料など)
- 放送サービス(受信料、テレビ放送時間の販売収入など)
- 映画、テレビ番組などの制作、配給
- 広告制作(印刷物、テレビコマーシャルなど)
- ニュース供給(通信社のニュース供給など)
- ソフトウェア事業(受託ソフトウェア開発、パッケージソフトウェア開発など)
- 情報処理サービス(データエントリー、受託計算サービス、システム等管理運営受託など)
- 各種調査(市場調査、世論調査など)
- 情報提供サービス(不動産情報、気象情報など)
- ポータルサイト・サーバ運営業務(インターネット・ショッピング・サイト運営業務を含む)
- ウェブコンテンツ配信(映像、音楽、ゲームソフト配信など)
- インターネット利用サポート業務(電子認証、セキュリティサービスなど)
- サーバハウジング、サーバホスティング
- × デザイン、コピーライター、広告代理業、インターネット広告業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 新聞、書籍等の印刷業務、情報記録物(ゲーム用ディスク等)の複製・製造 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 携帯電話の販売代金 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」又は「⑤小売の商品販売額」

### ⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入(学術的研究、専門的な知識・技術を提供する事業)

- 研究、製品開発事業
- 法律、会計、税務、通訳・翻訳、不動産鑑定などの専門サービス
- デザイン、機械設計業
- 著述家、芸術家業(作家、シナリオライター、評論家、美術家、作曲家など)
- 広告事業(広告主のために広告する事業及び広告代理業など総合的な広告サービスの提供)
- 獣医業、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業などの技術サービス事業
- プラントエンジニアリング、プラントメンテナンス(製造品の出荷に附帯する保守・点検の代金(保守・点検費が製造品と分離できる場合))
- 経営コンサルタント事業
- 持株会社における子会社の管理業務(子会社からの配当金、グループ経営指導料など)
- × 広告制作(印刷物、テレビコマーシャルなど) ⇒ 「⑰情報通信事業の収入」
- × 広告主以外の事業者からの依頼で行うサンプル配布、ポスティング業 ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 写真現像事業 ⇒ 「⑯生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 船積貨物の検査業、検量業、船積貨物鑑定業 ⇒ 「⑫運輸、郵便事業の収入」

### ⑲ 上記以外のサービス事業の収入(他に分類されないサービスを提供する事業)

- 廃棄物処理事業(ごみ収集運搬、ごみ処分、浄化槽保守点検など)
- 自動車整備事業
- 機械等修理事業(機械修理、電気機械修理、表具、家具・時計・履物修理、保守・点検料など)
- 職業紹介・労働者派遣事業
- 建物サービス事業、警備事業
- 事業所サービス事業(コールセンター、ディスプレイ業、ポスティング、サンプル配布業、速記・複写、集金業など)
- 多目的ホール、イベントホール、展示会会場、見本市会場、集会場などの施設を運営する事業
- ペストコントロール事業(害獣・害虫、細菌、ウィルス等の防除・駆除・消毒)
- 実業団体、同業団体、労働団体、学術・文化団体の寄付金
- 協同組合の賦課金
- 政治・経済・文化団体の会費収入
- × 観光協会 ⇒ 「⑫運輸、郵便事業の収入」
- × プラントメンテナンス ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 農作物の害虫駆除 ⇒ 「①農業、林業、漁業の収入」

● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

### 記入上の注意

- 12 ～ 16 欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のみ記入してください。
- 15 ・ 16 欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のうち、会社のみ記入してください。
- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

<b>12 設備投資の有無及び取得額</b> ・令和7年1月から12月までの1年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。 ・取得額(減価償却前の額)を記入してください。 ・中古品は含めません。	<b>① 設備投資を行った</b>	<b>② 設備投資を行わなかった</b>	※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。(万円未満四捨五入)																													
	<table border="1"> <tr> <td>新規設備取得額</td> <td>千億</td> <td>百億</td> <td>十億</td> <td>億</td> <td>千万</td> <td>百万</td> <td>十万</td> <td>万</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(土地を除く)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産(ソフトウェアのみ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0,000</td> <td></td> </tr> </table>			新規設備取得額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	有形固定資産(土地を除く)					1	0	0	0	0,000	無形固定資産(ソフトウェアのみ)					5	0	0	0,000
新規設備取得額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																							
有形固定資産(土地を除く)					1	0	0	0	0,000																							
無形固定資産(ソフトウェアのみ)					5	0	0	0,000																								

<b>13 自家用自動車の保有台数</b> ・業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください(リースで借りている車両も含めます)。	<b>(1) 貨物自動車</b> 3 台	<b>(2) 乗用自動車</b> 1 台	<b>(3) バス</b> 0 台
	※人員輸送のみの使用は除きます。		

<b>14 土地・建物の所有の有無</b> ・それぞれ該当する番号を○で囲んでください。	土地 <b>①</b> ある <b>②</b> ない	建物 <b>①</b> ある <b>②</b> ない	※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。
	(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。		

<b>15 資本金等の額及び外国資本比率</b> ・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。	(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。	(2) うち外国資本比率を記入してください。																										
	<table border="1"> <tr> <td>十兆</td> <td>兆</td> <td>千億</td> <td>百億</td> <td>十億</td> <td>億</td> <td>千万</td> <td>百万</td> <td>十万</td> <td>万</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0,000</td> </tr> </table>	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円							1	0	0	0	0,000	(万円未満四捨五入)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>%</td> </tr> </table> (小数点第2位四捨五入)		0	0
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																		
						1	0	0	0	0,000																		
	0	0	%																									

<b>16 決算月</b> ・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。	2 月 ( ) 月	※本決算月を記入してください。年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。	<b>裏面(第2面)にお進みください。</b>
	※本決算月を記入してください。年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。		

### 12 設備投資の有無及び取得額

- 「有形固定資産(土地を除く)」には、令和7年1月から12月までの1年間に土地を除く有形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
  - ・有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産(売買取引と同様の会計処理をしたもの)をいいます。
  - ・建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含めません。
- 「無形固定資産(ソフトウェアのみ)」には、令和7年1月から12月までの1年間のソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
- 固定資産に計上したリース物件のうち、令和7年1月から12月までの1年間に新たに契約した物件を含めます。
- 以下については、設備投資に含めません。
  - ・建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
  - ・店舗併用住宅の居住用部分
  - ・中古品

### 13 自家用自動車の保有台数

- 自家用自動車(いわゆる白ナンバー(軽自動車を含む。))のうち、業務に使用する自動車について、以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみに使用している自動車や輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含めません。
 

**【自動車の種類】**

 貨物自動車: 貨物の輸送に使用する自動車をいいます。  
 人員輸送のみに使用している場合は除いてください。  
 乗用自動車: 主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。  
 バス: 主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。
- リースで借りている自動車についても保有台数に含めてください。

### 14 土地、建物の所有の有無

- 国内で企業として所有している土地・建物の有無について、それぞれ該当する番号を○で囲んでください。なお、借地、借家や関連会社名義となっている土地・建物は含めません。

## 記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

分類番号	サービスの種類	売上(収入)金額					又は割合(%)
		千	百	十	万	円	
① 12-33	運送取次・代理店サービス			5	200	0.000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
② 12-12	道路貨物運送サービス (宅配便サービス、引越サービスを除く)			4	800	0.000	
③ 12-13	引越サービス			4	500	0.000	
④ 12-28	倉庫サービス(冷蔵・冷凍倉庫を除く)			3	100	0.000	
⑤ 12-34	荷捌き・こん包サービス			2	300	0.000	
⑥ 07-19	屋外広告スペース提供サービス			2	00	0.000	
⑦						0.000	
⑧						0.000	
⑨						0.000	
⑩						0.000	

## 17 サービス収入の内訳

- ここでいう「サービス収入」とは、14～19ページ掲載の『分類表』に記載されている「サービスの種類」による収入をいいます。
- 調査票第1面の10欄「①売上(収入)金額」に記入した売上高の内訳について、『分類表』に記載している「サービス収入」の内から、売上(収入)金額の大きい上位10種類までの「分類番号」、「サービスの種類」及び「売上(収入)金額」を記入してください。
- 金額で記入できない場合は、調査票第1面の10欄「①売上(収入)金額」を100(%)とした割合(小数点以下四捨五入)で記入してください。
- 事業を行っているものの、サービスの種類に対応する売上(収入)金額がない場合は、「0」万円又は「0」%と記入してください。  
※『分類表』に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

## 複数の事業を行っている「運送会社」の記入例

- 以下は、運輸業、不動産業など複数の事業を行っている「運送会社」の記入例

### 11 事業別売上(収入)金額

サービス関連 産業の事業	⑦ 不動産事業の収入	200万円
	⑫ 運輸、郵便事業の収入	1億9900万円
	⑰ 上記以外のサービス事業の収入	51万円

### 17 サービス収入の内訳

17欄は上記11欄のうちサービス関連産業の事業内容ごとの内訳となります。

事業内容ごとに『分類表』から該当する「分類番号」「サービスの種類」「売上(収入)金額」を記入します。

⑫ 運輸、郵便 事業	運送取次事業(運送事業の収入)	5200万円	⇒ 12-33
	道路貨物運送サービス(運送事業の収入)	4800万円	⇒ 12-12
	引越サービス(引越事業の収入)	4500万円	⇒ 12-13
	倉庫サービス(倉庫による保管事業の収入)	3100万円	⇒ 12-28
	荷捌き・こん包サービス(荷物の仕分け、こん包事業の収入)	2300万円	⇒ 12-34
⑦ 不動産事業	屋外広告スペース提供サービス(公告スペース提供事業収入)	200万円	⇒ 07-19
⑰ 上記以外の サービス収入	その他の事業者向けサービス(自家用自動車管理サービス収入)	51万円	⇒ 分類表にないため記入不要

## 「会社以外の法人」が寄付金、補助金、運営費交付金等を収入として得た場合の記入例

### ● 観光推進事業を行っている観光協会の記入例

ア 事業活動による収入（寄付金、補助金、運営費交付金等の収入を除く） .....	3億5000万円（その他の運輸附帯サービス）
イ 寄付金収入 .....	300万円
ウ 補助金収入 .....	8500万円
<hr/>	
ア～ウの合計	4億3800万円

- (1) 調査票第1面の **10** 欄「①売上（収入）金額」は、**寄付金、補助金、運営費交付金等を含めた**、上記のア～ウの合計金額となります。

	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上（収入）金額				4	3	8	0	0	0,000

- (2) 調査票第1面の **11** 欄「事業別売上（収入）金額」は、上記（1）の事業別の内訳になります。  
**寄付金、補助金、運営費交付金等の収入は、それを得た事業活動の区分に従って、各事業の「売上（収入）金額」に含めて記入してください。**  
 ここでは、「運輸、郵便事業」の事業活動について得た寄付金、補助金であるため、「⑫運輸、郵便事業の収入」欄の「売上（収入）金額」に含めて記入します。

事業別内訳	売上（収入）金額									又は割合（%）
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
① 農業、林業、漁業の収入									0,000	金額で 記入
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入									0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額									0,000	
⑨ 飲食サービス事業の収入									0,000	右 欄に 割合 を 記入
⑩ 医療、福祉事業の収入									0,000	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入									0,000	
⑫ 運輸、郵便事業の収入				4	3	8	0	0	0,000	

- (3) 調査票第2面の **17** 欄「サービス収入の内訳」は上記（2）のうちサービスの事業内容ごとの内訳となります。  
**寄付金、補助金、運営費交付金等については、特定の事業（この例においては「12-39 その他の運輸附帯サービス」）に含めず、「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」として、「売上（収入）金額」を記入します。**

	分類番号	サービスの種類	売上（収入）金額									又は割合（%）	
			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円		
①	12-39	その他の運輸附帯サービス					3	5	0	0	0	0,000	
②	20-03	寄付金、補助金、運営費交付金等					8	8	0	0	0,000		

#### 備考

令和7年1月から2月まで改装のため休業

#### 備考

- 令和7年に休業期間があった場合など、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。

# 分類表

事業別内訳は、調査票第1面 **11** 欄「事業別売上(収入)金額」の事業別内訳「⑦、⑪、⑫、⑬、⑰」に対応しています。  
 ※事業別内訳「⑦、⑰」は、分類表「サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

事業別内訳	サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑦ 不動産事業の収入	住宅賃貸サービス	07-08	住宅賃貸サービス ※旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含みます。 <b>【内容例示】</b> ○学生寮を賃貸するサービス × 下宿サービス(旅館業法の許可を受けているもの) ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑭宿泊事業の収入」に該当
	非住宅用建物賃貸サービス(収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く)	07-09	非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス(収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービス(時間又は日数単位で賃貸するもの)を除く。) <b>【内容例示】</b> ○事務所、店舗用建物・スペース賃貸 ○物流施設・スペース賃貸 ○シェアオフィス(月又は年単位で賃貸するもの) × スポーツ施設提供 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 注:会議室・ホール等を時間又は日数単位で賃貸するサービスは、それぞれ以下のとおり分類する。 × シェアオフィス、会議室賃貸 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑦不動産事業の収入」に該当 × 劇場式ホール賃貸 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × 集会場、多目的ホール賃貸 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑰上記以外のサービス事業の収入」に該当
	駐車場サービス	07-14	自動車、オートバイを駐車するスペースを提供するサービス ※駐車場の運営を受託するサービスを含みます。 <b>【内容例示】</b> × 自転車を駐輪するスペースを提供するサービス、駐輪場の運営を受託するサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × 駐車場のサブリースサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑦不動産事業の収入」に該当
	屋外広告スペース提供サービス	07-19	屋外の広告スペース(看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど)を提供するサービス <b>【内容例示】</b> ○デジタルサイネージ、ポスター等の掲示場所の提供 ○チラシの設置場所の提供 ○アドカー、アドサイクル、広告用飛行船 × 駅、鉄道車両、バス停、バス、港、船舶、空港、航空機などの広告スペースの提供 ⇒ 「12-40 交通広告スペース提供サービス」
	電気供給サービス		
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入	電気供給サービス(電気事業者向け)	11-01	電気事業者向けに販売する電気 ※実際に電気を供給している実態のあるサービスをいい、電気事業法に規定する電気事業者であるか否かを問いません。太陽光発電等の再生可能エネルギーも含まれます。 <b>【内容例示】</b> ○地帯間販売電力料、他社販売電力料 ○特定卸供給事業(アグリゲーター)
	電気供給サービス(その他事業者向け)	11-02	一般の需要に応じて事業所向けに販売する業務用の電気 ※実際に電気を供給している実態のあるサービスをいい、電気事業法に規定する電気事業者であるか否かを問いません。太陽光発電等の再生可能エネルギーも含まれます。 <b>【内容例示】</b> ○電気小売事業(電気事業者以外の事業所向け):電力料(特別高圧電力、高圧電力、低圧電力、農事用電力、臨時電力)
	電気供給サービス(一般消費者向け)	11-03	一般の需要に応じて主として家庭向けに販売する家庭用の電気 ※実際に電気を供給している実態のあるサービスをいい、電気事業法に規定する電気事業者であるか否かを問いません。太陽光発電等の再生可能エネルギーも含まれます。 <b>【内容例示】</b> ○電気小売事業(家庭向け):電灯料(公衆街路灯、定額電灯、臨時電灯、農業用電灯)
	送配電サービス	11-04	送配電事業者が、自らが維持する送配電システムにより、その供給区域において、需要家又は他の送配電事業者へ電力を供給するサービス(一般送配電、送電、配電、特定送配電等) <b>【内容例示】</b> ○託送収益

事業別内訳	サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入	電気供給サービス(続き)		
	電気の小売供給の媒介・取次・代理サービス	11-05	電気の小売供給を媒介、取次ぎ又は代理するサービス 【内容例示】 ○電力小売供給媒介サービス、電力小売供給取次サービス
	都市ガス供給サービス		
	都市ガス供給サービス(ガス事業者向け)	11-06	ガス事業者向けに販売する都市ガス 【内容例示】 ○都市ガス供給事業の一環としての修繕・配管(ガス事業者向け)
	都市ガス供給サービス(その他事業者向け)	11-07	一般の需要に応じて事業所向けに販売する業務用の都市ガス 【内容例示】 ○都市ガス小売事業(事業所向け) ○都市ガス供給事業の一環としての修繕・配管(その他事業者向け)
	都市ガス供給サービス(一般消費者向け)	11-08	一般の需要に応じて主として家庭向けに販売する家庭用の都市ガス 【内容例示】 ○都市ガス小売事業(家庭向け) ○都市ガス供給事業の一環としての修繕・配管(家庭向け)
	都市ガス供給・配給サービス	11-09	ガス導管事業者が、自らが維持するガス導管により、その供給区域において、需要家又は他のガス導管事業者に都市ガスを託送するサービス 【内容例示】 ○ガス導管事業者が行う配管・修繕工事
	都市ガスの小売供給の媒介・取次ぎ・代理サービス	11-10	都市ガスの小売供給を媒介、取次ぎ又は代理するサービス 【内容例示】 ○ガス小売供給媒介サービス、ガス小売供給取次サービス
	熱供給サービス	11-11	蒸気、温水、冷氣、冷水等を導管を通じて提供するサービス
	水道供給・下水処理サービス	11-12	水道管その他の設備をもって水を供給するサービス(※水道事業者、水道用水供給事業者又は工業用水道事業者から、浄水場施設の運転、保守、点検及び水道の管路施設の清掃、調査、点検、補修などを一括して受託するサービスを含みます。)、排水管、排水渠その他の排水施設をもって下水を排除し、処理施設及びポンプ施設をもって下水を処理するサービス(※下水処理場の運転、保守、点検及び下水道の管路施設の清掃、調査、点検、補修などを一括して受託するサービスを含みます。)
⑫ 運輸、郵便事業の収入	鉄道運送サービス		
	鉄道旅客運送サービス(定期券)	12-01	鉄道(鋼索鉄道、索道、無軌条電車を除く。)により、定期券での乗客を運送するサービス
	鉄道旅客運送サービス(定期券以外)	12-02	鉄道(鋼索鉄道、索道、無軌条電車を除く。)により、定期券以外での乗客を運送するサービス
	鉄道貨物運送サービス	12-03	鉄道により、貨物を運送するサービス
	鋼索鉄道、無軌条電車、索道鉄道による旅客運送サービス	12-04	鋼索鉄道、無軌条電車、索道鉄道による旅客運送サービス 【内容例示】 ○ケーブルカー、トロリーバス、ロープウェイ、リフト(スキー場を含む。)
	鉄道線路提供サービス	12-05	他の鉄道事業者により鉄道線路を使用させるサービス
	鉄道車両提供サービス	12-06	他の鉄道事業者により鉄道車両を使用させるサービス ※他の鉄道事業者の路線への乗り入れに伴い、当該他の鉄道事業者により鉄道車両を使用させるサービスを含みます。
	道路旅客運送サービス		
	一般乗合旅客自動車運送サービス(定期券)	12-07	定期券で乗車する旅客に対する一般乗合旅客自動車運送事業による旅客運送サービス
	一般乗合旅客自動車運送サービス(定期券以外)	12-08	定期券以外で乗車する旅客に対する一般乗合旅客自動車運送事業による旅客運送サービス
	一般乗用旅客自動車運送サービス(タクシー・ハイヤーサービス)	12-09	一般乗用旅客自動車運送事業による旅客運送サービスのうち、タクシー、ハイヤーにより提供されるもの ※介護事業者や訪問介護員等による有償運送サービスを含みます。
一般貸切旅客自動車運送サービス(貸切バスサービス)	12-10	一般貸切旅客自動車運送事業による旅客運送サービス	
その他の道路旅客運送サービス	12-11	その他の道路旅客運送サービス 【内容例示】 ○特定旅客自動車運送事業による旅客運送サービス ○人力車、自転車、その他の軽車両による旅客運送を行うサービス × 運転代行サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × 3PL(サードパーティ・ロジスティクス) サービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている運送サービス ⇒ 「12-30 3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービス」	

# 分類表

事業別内訳は、調査票第1面 **11** 欄「事業別売上(収入)金額」の事業別内訳「⑦、⑪、⑫、⑬、⑰」に対応しています。  
 ※事業別内訳「⑦、⑰」は、分類表「サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

事業別内訳	サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑫ 運輸、郵便事業の収入	道路貨物運送サービス		
	道路貨物運送サービス(宅配便サービス、引越サービスを除く)	12-12	引越サービスや宅配便サービス以外の道路貨物運送サービス <b>【内容例示】</b> ○自動車により貨物を運送するサービス ○自転車などの軽車両、原動機付自転車、動物などによる貨物運送サービス ○霊柩車 × 3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている運送サービス ⇒ 「12-30 3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービス」 × 貨物利用運送サービス ⇒ 「12-32 貨物利用運送サービス(宅配便サービス、引越サービスを除く)」 × 自走により自動車を回送するサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑰上記以外のサービス事業の収入」に該当
	引越サービス	12-13	住居や事務所などの移転に伴う家財や備品などの移送、設置などを一括して行うサービス <b>【内容例示】</b> × 貨物利用運送サービス ⇒ 「12-32 貨物利用運送サービス(宅配便サービス、引越サービスを除く)」
	宅配便サービス(個別契約によるもの)	12-14	顧客との個別契約に基づき提供する、宅配便(郵便及び信書便に当たらないメール便を含む。)サービス <b>【内容例示】</b> ○大口利用者と個別に締結した契約による宅配便サービス × 貨物利用運送サービス ⇒ 「12-32 貨物利用運送サービス(宅配便サービス、引越サービスを除く)」 × 郵便サービス ⇒ 「12-41 郵便サービス」
	宅配便サービス(個別契約によるものを除く)	12-15	宅配便(郵便及び信書便に当たらないメール便を含む。)サービスのうち、顧客との個別契約に基づき提供するサービス以外のサービス <b>【内容例示】</b> ○個別契約に基づかない一般個人や企業、店舗への宅配便サービス × 貨物利用運送サービス ⇒ 「12-32 貨物利用運送サービス(宅配便サービス、引越サービスを除く)」 × 郵便サービス ⇒ 「12-41 郵便サービス」
	水運サービス		
	外航旅客海運サービス	12-16	日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間で船舶により旅客を運送するサービス ※当該船舶による手小荷物運送サービス及び観光、娯楽を主な目的とする旅客運送サービスを含みます。
	外航貨物海運サービス	12-17	日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間で船舶により貨物を運送するサービス
	沿海旅客海運サービス	12-18	日本沿岸諸港間(港湾内を除く。)で船舶により旅客を運送するサービス ※当該船舶による手小荷物運送サービス及び観光、娯楽を主な目的とする旅客運送サービスを含みます。
	沿海貨物海運サービス	12-19	日本沿岸諸港間(港湾内を除く。)で船舶により貨物を運送するサービス
	内陸旅客・貨物水運サービス	12-20	港湾内、河川又は湖沼で船舶により旅客、貨物を運送するサービス ※当該船舶による手小荷物運送サービス及び観光、娯楽を主な目的とする旅客運送サービスを含みます。
	国内事業者向け船舶貸渡サービス	12-21	国内の船舶運航事業者に船舶の貸渡し又は運航の委託を行うサービス
	国外事業者向け船舶貸渡サービス	12-22	国外の船舶運航事業者に船舶の貸渡し又は運航の委託を行うサービス
	航空運送サービス		
	国内航空旅客運送サービス	12-23	国内諸空港間で航空機により旅客を運送するサービス ※本分類に含まれるサービスと併せて当該航空機による手荷物を運送するサービス、航空機による緊急運送サービス及び航空写真の撮影や航空測量などを行う事業者を航空機で運送するサービスを含みます。
	国際航空旅客運送サービス	12-24	日本と外国の諸空港との間又は外国の諸空港間で航空機により旅客を運送するサービス ※本分類に含まれるサービスと併せて当該航空機による手荷物を運送するサービスを含みます。
	国内航空貨物運送サービス	12-25	国内諸空港間で航空機により貨物を運送するサービス
	国際航空貨物運送サービス	12-26	日本と外国の諸空港との間又は外国の諸空港間で航空機により貨物を運送するサービス
	航空機使用サービス	12-27	航空機を使用して、請負により航空運送以外の薬剤散布、魚群探見、空中写真測量などを行うサービス <b>【内容例示】</b> × 航空機を使用して広告を行うサービス(広告用飛行船など航空機そのものを広告に用いるサービス) ⇒ 「07-19 屋外広告スペース提供サービス」 × 航空機を使用して広告を行うサービス(航空機内部の設備の一部を広告用スペースとして提供するサービス) ⇒ 「12-40 交通広告スペース提供サービス」 × 航空機を使用した操縦訓練をさせるサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑰教育、学習支援事業の収入」に該当 × 航空機以外による航空防除サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑰農業、林業、漁業の収入」に該当

事業別内訳	サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑫ 運輸、郵便事業の収入	倉庫サービス		
	倉庫サービス(冷蔵・冷凍倉庫を除く)	12-28	冷蔵・冷凍倉庫以外の倉庫による保管サービス ※トランクルームによる保管サービスを含みます。 【内容例示】 × 3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている保管サービス ⇒ 「12-30 3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービス」
	冷蔵・冷凍倉庫サービス	12-29	冷蔵・冷凍倉庫による保管サービス 【内容例示】 × 3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている保管サービス ⇒ 「12-30 3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービス」
	運輸附帯サービス		
	3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービス	12-30	他者から委託を受けて、物流戦略の企画立案や物流システムの構築の提案を行い、かつ、それに伴う物流業務(商品等の入荷管理、保管管理、流通加工(包装、梱包)、出荷管理から商品等の輸送など)を包括的に受託し、実行するサービス 【内容例示】 × 3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービスを提供する事業者が同サービスの一環として行わないもの ・道路貨物運送サービス ⇒ 「12-12 道路貨物運送サービス(宅配便サービス、引越サービスを除く)」 ・倉庫サービス ⇒ 「12-28 倉庫サービス(冷蔵・冷凍倉庫を除く)」、「12-29 冷蔵・冷凍倉庫サービス」 ・貨物利用運送サービス ⇒ 「12-32 貨物利用運送サービス(宅配便サービス、引越サービスを除く)」
	港湾運送サービス	12-31	港湾において、船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役、いかだ運送その他の港湾運送に係る作業の全部又は一部を受託するサービス
	貨物利用運送サービス(宅配便サービス、引越サービスを除く)	12-32	貨物利用運送事業法に規定する貨物利用運送事業による貨物運送サービス 【内容例示】 × 引越サービス ⇒ 「12-13 引越サービス」 × 宅配便サービス ⇒ 「12-14 宅配便サービス(個別契約によるもの)」、「12-15 宅配便サービス(個別契約によるものを除く)」 × 3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている保管サービス ⇒ 「12-30 3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービス」
	運送取次・代理店サービス	12-33	運送の取次ぎ、委託又は運送貨物の受取を行うサービス、運送事業者の業務を代行して運送契約の締結などを行うサービス
	荷捌き・こん包サービス	12-34	荷物の仕分、整理及びこん包を行うサービス
	有料道路提供サービス	12-35	道路運送車両などの用に供するための道路、橋りょう又はトンネルを提供するサービス
	レッカー・ロードサービス	12-36	自動車のけん引、パンクの修理、燃料の補給及び落輪の対応などを路上で行うサービス
	水運附帯サービス	12-37	けい船岸壁、上屋その他のふ頭施設などの水運施設を管理・提供するサービス(※入港料を含みます。)、水運附帯サービス 【内容例示】 ○海運仲立サービス ○検数・検量サービス ○船積貨物鑑定サービス ○水先案内サービス ○サルベージサービス ○綱取サービス、海難救助サービス、曳船サービス
	航空附帯サービス	12-38	滑走路、空港ターミナルビル内の共用スペースその他の施設を管理・提供するサービス、航空附帯サービス 【内容例示】 ○搭乗手続等サービス ○駐機スペースや格納庫の提供 ○給油作業の請負 × 燃料の販売 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」に該当
	その他の運輸附帯サービス	12-39	その他の運輸附帯サービス 【内容例示】 ○自動車ターミナル提供サービス ○貨物荷扱固定施設提供サービス ○通関サービス ○鉄道線路補修サービス ○道路パトロールサービス ○観光協会の会費収入 ○道路の除雪 × 道路以外の除雪(一般消費者向け) ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × 道路以外の除雪(事業者向け) ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩上記以外のサービス事業の収入」に該当

# 分類表

事業別内訳は、調査票第1面 **11** 欄「事業別売上(収入)金額」の事業別内訳「⑦、⑪、⑫、⑬、⑰」に対応しています。  
 ※事業別内訳「⑦、⑰」は、分類表「サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

事業別内訳	サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑫ 運輸、郵便事業の収入	交通広告スペース提供サービス	12-40	鉄道業、道路旅客運送業、水運業、航空運輸業に係る施設・設備(駅、鉄道車両、バス停、バス、港、船舶、空港、航空機など)の広告スペースを提供するサービス ※当該施設・設備におけるデジタルサイネージ、音声アナウンスサービスを含みます。
	郵便サービス	12-41	郵便物又は信書便物を引受・収集・区分・配達するサービス、日本郵便株式会社より、簡易郵便局業務を受託するサービス <b>【内容例示】</b> ○日本郵便株式会社による郵便サービス、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づく民間信書便サービス、電報類似サービス ×電気通信事業法に基づく電報サービス ⇒ <b>【サービス収入の内訳 対象外】</b> 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑰情報通信事業の収入」に該当 ○簡易郵便局業務の委託手数料(基本額、取扱料、加算額) ○株式会社ゆうちょ銀行・株式会社かんぽ生命保険からの窓口業務の委託手数料 ×日本郵便株式会社以外の事業者が收受する切手・ハガキの販売手数料 ⇒ <b>【サービス収入の内訳 対象外】</b> 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑰上記以外のサービス事業の収入」に該当
⑬ 金融、保険事業の収入	貸付サービス	13-01	銀行等の金融機関が資金の貸付を行うサービス <b>【内容例示】</b> ○住宅ローン利息、カードローン利息、フリーローン利息、自動車ローン利息、学資ローン利息 ○貸出金利、現先取引利息、債券貸借取引利息、コールローン利息、買入手形・売渡手形利息、事業者向けの貸付型のクラウドファンディングサービスの利息及び手数料
	貸付以外の資金運用	13-02	貸付以外の資金運用による収益 <b>【内容例示】</b> ○有価証券利息配当金(持株会社の営業利益に含まれる受取配当金を除く)、預け金利息、金利スワップ受入利息、商品有価証券損益、特定取引有価証券損益、特定金融派生商品損益、トレーディング損益、有価証券売却損益、有価証券償還損益、金融派生商品損益、為替差損益、金銭の信託運用損益、特別勘定資産運用損益
	クレジットカードによる販売信用サービス	13-03	クレジットカード会社等がクレジットカードの所有者に対して信用を供与するサービス <b>【内容例示】</b> ○一般消費者・事業者による2か月超後払いやリボルビング払いに伴う手数料収入、販売信用業務による会員からの手数料収入
	クレジットカード加盟店向けサービス	13-04	加盟店に対してクレジットカード決済システム等を利用させるサービス <b>【内容例示】</b> ○国内・国外利用分の加盟店手数料収入
	クレジットカード会員向けサービス	13-05	クレジットカードに付帯する会員向けの情報提供や優待割引などを提供するサービス <b>【内容例示】</b> ○会員の入会金及び会費収入
	クレジットカードによらない販売信用サービス	13-06	販売店で商品等を購入するごとにその商品等を購入するためのクレジットの申込みをして利用するサービス <b>【内容例示】</b> ○一般消費者・事業者向けの個別信用購入あっせんに係るクレジット手数料
	割賦金融サービス	13-07	割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とする又は買い取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行うサービス
	投資助言・代理サービス(不動産投資顧問サービスを除く)	13-08	投資顧問(助言)契約に基づき、有価証券など金融商品への投資判断について助言を行うサービス ※顧客と投資運用業者との投資一任契約又は投資助言業者との投資顧問(助言)契約の締結の代理・媒介を行うサービスを含みます。 <b>【内容例示】</b> ×不動産投資顧問サービス ⇒ <b>【サービス収入の内訳 対象外】</b> 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑰学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当
	債務保証サービス	13-09	債務を履行しない場合に備えて、第三者が債務を保証するサービス <b>【内容例示】</b> ○金融機関からの借入を保証する信用保証サービス、家賃保証サービス、公共工事前払金保証サービス、再保証サービス
	資金決済サービス		
	前払式支払・資金移動サービス	13-10	資金決済に関する法律に規定する前払式支払手段発行者が、物品の購入又は役務の提供に用いる証票、番号、記号などの決済手段を加盟店に利用させるサービス(※コード決済事業者が提供するインターネット上の決済を含みます。)、資金決済に関する法律に規定する国内及び海外あての為替取引を提供するサービス <b>【内容例示】</b> ○商品券・電子マネー・QRコード決済・プリペイドカード・プレミアム付き商品券等の加盟店手数料 ×課金・決済代行サービス ⇒ 「13-12 課金・決済代行サービス」 ×銀行法に規定する為替取引 ⇒ 「13-17 その他の金融サービス」

事業別内訳	サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑬ 金融、保険事業の収入	資金決済サービス(続き)		
	暗号資産交換サービス	13-11	資金決済に関する法律に規定する暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を行うサービス <b>【内容例示】</b> ○暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の媒介・取次ぎ又は代理を行うサービス、他者のために暗号資産の管理をするサービス ×暗号資産の運用益 ⇒ 「13-02 貸付以外の資金運用」
	課金・決済代行サービス	13-12	主としてクレジットカードなど様々な決済事業者と加盟店との間に立ち、加盟契約、決済処理、入金手続、システム保守・管理などの業務を代行・一括提供するサービスを加盟店に提供するサービス <b>【内容例示】</b> ×資金決済に関する法律に規定する前払式支払手段発行者が、決済手段を加盟店に利用させるサービス ⇒ 「13-10 前払式支払・資金移動サービス」 ×資金決済に関する法律に規定する為替取引を提供するサービス ⇒ 「13-10 前払式支払・資金移動サービス」
	金融代理サービス		
	金融商品仲介サービス	13-13	金融商品取引業者又は登録金融機関の委託を受けて、顧客と金融商品取引業者の間に立って、金融商品取引の媒介等を行うサービス <b>【内容例示】</b> ○金融商品仲介による手数料
	信託契約代理サービス	13-14	信託契約の締結の代理又は媒介のいずれかを行うサービス <b>【内容例示】</b> ○信託契約代理による手数料
	銀行代理サービス	13-15	銀行のために、預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、資金の貸付又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うサービス <b>【内容例示】</b> ○銀行代理業務手数料
	その他の金融代理サービス	13-16	金融代理サービスのうち、他に分類されないもの <b>【内容例示】</b> ○商品先物取引仲介業務手数料、日本銀行代理店業務のうち国庫金の受払や歳入金国税の受入れ業務手数料、政府系金融機関代理業務手数料、信用金庫代理業務手数料、信用協同組合代理業務手数料、労働金庫代理業務手数料、農林中央金庫代理業務手数料、農業協同組合法又は水産業協同組合法に基づく特定信用事業代理業務手数料 ×日本銀行代理店業務のうち国債の利払い及び償還金取扱手数料 ⇒ 「13-17 その他の金融サービス」
	その他の金融サービス	13-17	その他の金融サービス <b>【内容例示】</b> ○中央銀行サービス、預金サービス、信託サービス、為替サービス ○金融商品取引サービス、金融商品引受け・募集サービス、投資信託販売会社による投資信託事務代行サービス、金融機関による経営・事務支援サービス、信用取引サービス、投資運用サービス(不動産投資顧問サービスを除く)、商品先物取引サービス ○短期金融市場仲介サービス、手形交換サービス、両替サービス、預貯金等保険サービス、金融商品取引市場等サービス、債権管理回収サービス ○ベンチャー企業等への投資運用サービス ○デビットカードの加盟店手数料 ○その他の資金決済サービス(銀行等の間で生じた為替取引に基づく債務を清算するサービス) ×資金決済に関する法律に規定するサービス ⇒ 「13-10 前払式支払・資金移動サービス」、「13-11 暗号資産交換サービス」 ×不動産投資顧問サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当
	保険サービス	13-18	生命保険、損害保険、共済事業、少額短期保険及びこれらに付随する保険媒介代理サービス
⑭ サービス事業以外の収入	各種団体・組合における賦課金・会費収入	19-31	各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス <b>【内容例示】</b> ○協同組合の組合員に対する賦課金 ○入会金、会費(会員に対し一切の情報提供を行っていない場合は「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」に該当する。) ×寄付金、補助金、運営費交付金 ⇒ 「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」 ×観光協会の会費 ⇒ 「12-39 その他の運輸付帯サービス」 ×土地改良区の賦課金 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「①農業、林業、漁業の収入」に該当
寄付金、補助金、運営費交付金等	20-03	寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入 <b>【内容例示】</b> ○会社以外の法人の受取利息・配当金収入 注:会社の場合、給付金、補助金などの営業外収益は「売上(収入)金額」に含めませんが、「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」の記入は不要です。	

## 主な事業の内容の記入例

### ● 本社などで、管理事務を行っている場合

- 主として企業全体や配下の支所の**管理事務**を行っている場合は、「管理事務」と記入するとともに、管理下の全事業所を通じた全体の主な事業の内容を記入してください。

(1)	管理事務（貨物の運送）	
(2)	①	一般貨物自動車運送業
	②	
	③	

### ● 保険を扱っている場合

- 扱っている保険の種類（生命保険、火災保険など）がわかるように記入してください。
- 代理店の場合は、その旨を記入してください。

(1)	生命保険業	
(2)	①	生命保険
	②	
	③	

(1)	保険代理店	
(2)	①	生命保険
	②	自動車保険
	③	

### ● 倉庫の場合

- 店舗、工場などの自家用の倉庫の場合は、その店舗、工場などの主な事業の内容と自家用の倉庫であることがわかるように記入してください。
- 単に「物流」、「ロジスティクス」、「サードパーティーロジスティクス」とのみ記入しないように**してください。

(1)	倉庫業	
(2)	①	冷蔵倉庫
	②	トランクルーム
	③	

(1)	△△工場の自家用倉庫 （飲料用アルミ缶の製造）	
(2)	①	清涼飲料水用
	②	ビール用
	③	

(1)	倉庫内作業請負	
(2)	①	梱包
	②	衣服B品検査
	③	値札付け

低温装置を施した倉庫を所有している場合は、その旨を記入してください。

倉庫作業の一部を請け負って、「流通加工（バーコードシール貼付、値札付け、包装など）」、「梱包」などを行う場合は、請け負っている内容がわかるように記入してください。

### ● 運輸事業の場合

- 輸送手段の種類（自動車、軽自動車、オートバイ、鉄道、航空機、船舶など）と運送する対象（人、物）、**特定荷主の運送**などがわかるように記入してください。
- 貨物利用運送業の場合は、第一種利用運送業か第二種利用運送業かわかるように記入してください。
- 貨物（荷物）取次業の場合は、取次店か代理店かわかるように記入してください。

(1)	トラックによる貨物 宅配便 （第一種利用運送業）	
(2)	①	食品
	②	
	③	

(1)	乗合バスによる旅客の運送	
(2)	①	路線バス
	②	定期観光バス
	③	

(1)	貨物取次業	
(2)	①	小荷物の取次ぎ、 受取
	②	
	③	

(1)	グランドサービス業	
(2)	①	搭載作業
	②	
	③	

## 主な事業の内容の記入例 (つづき)

### ● 運輸事業の場合(つづき)

(1)	船舶による旅客の運送
(2)	① 遊覧船(港湾内)
	② 貸ボート
	③

船舶により旅客又は貨物の運送を行う場合は、「外航」、「沿海」、「港湾内」など運行の範囲がわかるように記入してください。

(1)	スキー場
(2)	① リフト券
	② カレー
	③

スキー場の場合は、「リフト券」又は「入場券」などチケットの種類がわかるように記入してください。

(1)	航空機使用業(自社保有航空機)
(2)	① 航空写真請負
	② 写真測量請負
	③

航空機による航空運送以外の「薬剤散布」、「宣伝公告」、「写真測量」、「航空写真撮影」などを請け負う場合は、自社の航空機か、航空会社に航空機の運航を依頼するのか、無人飛行機かわかるように記入してください。

### ● 上水道・下水処理施設管理業の場合

- 施設の運転、保守、点検、清掃、調査、補修などの作業を一体的に行うか、管の洗浄・清掃のみなどの一部を請け負っているかわかるように記入してください。

(1)	浄水場運転管理受託
(2)	① 施設の管理
	② 水質検査
	③ 設備修理

### ● 委託検針業の場合

- 検針業務を請け負っている場合は、何の検針を請け負っているかわかるように記入してください。

(1)	水道検針請負業
(2)	① 水道メータ検針
	②
	③

### ● 鉄道会社からの委託業務を行う場合

- 委託内容が駅業務(切符販売、出改札業務など)か、清掃、消毒か修理かなどが分かるように記入してください。修理の場合は、車両部品・附属品なのか、線路の維持・補修なのか、敷設工事なのかわかるように記入してください。

(1)	新幹線線路の保守作業の請負
(2)	① 軌道整備
	② ロングレール交換工事
	③

(1)	駅業務受託
(2)	① 切符販売
	② 出改札業務
	③

(1)	鉄道線路補修業の請負
(2)	① 線路の検査、点検
	② 線路の補修
	③

### ● 除雪業の場合

- 除雪を行う場合、除雪する場所が道路か道路以外か、依頼主は個人か事業者かわかるように記入してください。

(1)	除雪業
(2)	① 市からの委託による道路の除雪
	②
	③

### ● 質屋の場合

- 質流れ品の販売を行っているのか、ブランド品の買取・販売を行っているのかどちらが主要な経済活動かわかるように記入してください。

(1)	質屋
(2)	① 質流れ品販売
	②
	③



# 経済センサス - 活動調査

[09] 調査票 (サービス関連産業A)

## 17 サービス収入の内訳

・第1面の「欄⑩売上(収入)金額の内訳」について、『分類表』に記載している分類の中から売上(収入)金額が大きい分類(上位の10種類まで)を選び、その分類番号、サービスの種類及び売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入)

・金額で記入できない場合は、第1面の「欄⑩売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(1) 小数点以下四捨五入

分類番号	サービスの種類	売上(収入)金額		又は割合(%)
		千億百億十億 円	百万円	
①			0,000	
②			0,000	
③			0,000	
④			0,000	
⑤			0,000	
⑥			0,000	
⑦			0,000	
⑧			0,000	
⑨			0,000	
⑩			0,000	

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

備考

調査票へのご記入ありがとうございました。

調査票を提出する前に、記入漏れや記入誤りがないか、  
**最後にもう一度、ご確認ください。**